

第四十二号議案

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十七万三千円」を「八十九万七千円」に改め、同項第二号中「八十五万七千円」を「八十八万一千円」に改め、同条第二項中「四十三万五千円」を「四十四万七千円」に改め、同条第三項中「三十四万一千円」を「三十四万八千円」に改め、同条第四項中「一万六千九百円」を「一万七千四百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都監査委員の給料等の額を改定する必要がある。